

## 令和4年度行政監査の結果（概要）

1 監査のテーマ 市が排出する産業廃棄物の処理について

2 監査の目的

産業廃棄物が発生した場合、排出事業者は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと法令で定められている。自ら処理できない場合は、許可を受けた許可業者に処理を委託することが認められており、本市においても処理業者に処理を委託していることから、その実態について検証を行った。

3 監査の対象

令和3年度に執行された市が排出した産業廃棄物の処理に関する事務

4 監査の方法

関係書類の提出による調査及び担当職員からのヒアリング

5 監査対象業務数 78件

6 監査結果及び監査意見

### 処理の委託のポイント

- ・処理業者と書面で法定事項を定めた契約を締結すること。
- ・処理業者が北海道知事の許可を受けていることを許可証で確認すること。
- ・処理業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、処理が終了するごとに処理業者から返送されたマニフェストを確認すること。

(1) 支援体制の構築について

### 監査結果

- 監査項目1 産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務の委託に係る契約書  
➡法定記載事項が記載されていないものや、記載が不十分なものが見られた。
- 監査項目2 産業廃棄物の収集運搬業又は処分業に係る許可証について  
➡許可証の写しが添付されていないものや、許可の有効期限が過ぎているものが見られた。
- 監査項目3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について  
➡法定記載事項が記載されていないものや、記載が不十分なものが見られた。

制度や実務的な事務処理に対する職員の理解が浸透していない



監査意見

適正な事務処理を確保するための対応策について検討

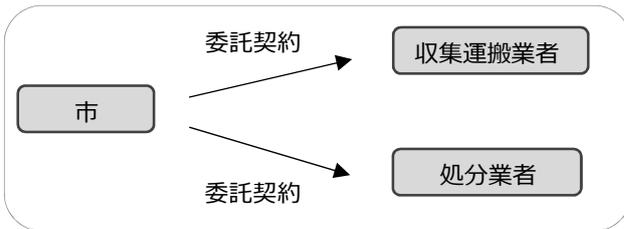


- (1)組織的な支援
- (2)事務処理マニュアルの作成及び職員研修の実施
- (3)契約書の標準様式の作成

(2) 処理料金の支払方法について

監査結果

産業廃棄物処理の委託契約

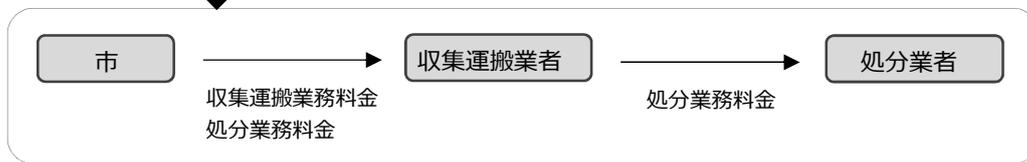


→市は、収集運搬業者、処分業者それぞれと委託契約を締結

処分業者への処理料金の支払方法

区分	件数
処分業者へ直接支払われている	20
収集運搬業者を通して支払われている	31
合計	51

→収集運搬業者と処分業者が異なる契約 51 件のうち 31 件において、収集運搬業者を通して処分業者に処理料金を支払う方法が選択されていた。



監査意見

収集運搬業者が正当な受領権限を有することを明らかにする。



適正な委託契約の在り方について検討する必要がある。